

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（当直体制の見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年9月9日（水）14時00分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、高松専門職
福島第一原子力規制事務所
小林所長、坂本原子力運転検査官、木村（通）原子力運転検査官、坂中原子力防災専門官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について、資料に基づき説明を受けた。
 - 当直が行っている夜間帯のパトロールを日勤帯で行うこととし、当該パトロールの実施を作業管理グループが実施し、当直の夜間業務量を軽減していること。
 - 上記パトロール業務や作業許可申請書の受付の業務を当直から作業管理グループへの業務移管に対応するため、作業管理グループを6名程度増員する計画であること。
 - 作業管理グループによる当直へのサポート体制を拡充することで、当直の人数は4名体制としていること。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 現状において当直の業務と作業管理グループの業務の分担を明確にし、今後の業務分担についても業務内容を含めて整理し説明すること。あわせて、作業管理グループ自身の体制図や夜間における当直業務への支援体制についても説明すること。
 - 初期消火要員として宿直者を配置するが、初期消火以外の業務について説明すること。
 - 現場環境改善（通信手段の向上、線量率の低下）によって、当直の人数を減らすとしているが、現場の線量率がどの程度改善されたことにより当直人数を減らすとしたのか説明すること。

6. その他

資料：当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について